

## 第1回除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合 議事録

平成23年11月18日  
閣議後  
院内大臣室

(細野環境大臣)

定刻となりましたので、ただ今より「除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合」を開催します。ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

はじめに藤村官房長官から御挨拶いただきしたいと思います。

(藤村官房長官)

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された地域の復興には、その地域の除染と汚染された廃棄物の処理が政府としての喫緊の課題です。

先週金曜日(11月11日)に放射性物質汚染対策特措法に基づく基本方針が閣議決定されました。これに基づいて大規模な除染と、汚染された廃棄物の処理を実施していくこととなりますが、迅速かつ着実に行うためには、環境省を中心に関係省庁が連携し、政府が一体となって取り組んでいかなければなりません。その際、法令遵守の確保のため、関係省庁及び警察による指導・取締りも重要です。

総理大臣からも、関係閣僚に対して最大限の協力をするようご指示があり、本日、除染や汚染廃棄物処理と関連の深い関係省庁による閣僚会合の第一回目を開催することとしました。

既に、環境省や農林水産省では現地に職員を派遣していたところですが、新たに、農林水産省、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の職員が本日付で環境省に併任され、現地などに派遣されることとなっております。また、防衛省では、自衛隊による除染の協力について検討しております。

各大臣におかれましては、体制強化に向けた人材面での一層の協力を含め、政府を挙げて、全力で事業を進めていただきたいと思います。

(細野環境大臣)

ありがとうございました。

それでは、メディア関係者はここで御退室ください。

(細野大臣)

まずは、議題 1、「除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合の開催について」です。私から資料 1 についてご説明します。

\*資料 1 を説明

以上について、ご質問等ありますでしょうか。

<質問なし>

それでは、本会合については、この資料の考え方に即して運営していきたいと思えます。

(細野大臣)

次に、議題 2 の「放射性物質汚染対処特措法に基づく取組の推進について」に移ります。私から資料 2、資料 3、資料 4 についてご説明します。

なお、先週、特措法の全面施行に向けた体制整備を具体化するため、関係各省に職員の派遣をお願いしましたが、早速、登録をいただきました。誠にありがとうございました。今後ともご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

\*資料 2, 3, 4 を説明

それでは御質問・御意見等あればお願いいたします。

(小宮山厚生労働大臣)

放射性物質の除染につきましては、作業の際に労働者に対する放射線障害を防ぐ必要があるため、放射性物質汚染対策特別措置法が施行される来年の 1 月 1 日までに、新たな規則を作成する方向で、厚生労働省で検討しています。なお、除染作業は労働者だけではなく、住民の方、また、ボランティアの方などが従事されますので、そのような方々も活用できるガイドラインも作る予定です。迅速・確実な除染の実施と作業される方の安全確保、これを両立することが非常に重要な課題だと思っておりますので、関係大臣の皆様にもご協力をお願いしたいと思います。

また、放射性物質によって汚染された廃棄物や特定廃棄物の処理に関しては、上水道から生じる汚泥も特別措置法により規制の対象で、市町村などの水道事

業体の皆様も大変苦慮されています。厚労省としては、環境大臣から依頼のありました環境省への職員の派遣を行うとともに、必要な情報提供を行ってまいりますので、今後とも処理が円滑に進むようにしていきたい。

(松下経済産業副大臣)

国見町にあります下水汚泥について。県北の2市2町、福島市と伊達市と2町、下水汚泥が毎日40トン出ております。その処理されたものが、そのまま過去のもので野積みになって、それから新しいものは下がってますけれども40トンということで。この臭いの問題は非常にどうにかしてほしいと。

従来は、岩手県の大船渡の太平洋セメントに送って処理していた。ところが、そちらが津波で壊れてしまった。あとの2割くらいが県内で処理していますけれども、そこは引き取りができない。たまったものは臭いを発するから、その処理を急いでやらなければならない。同じような処理施設が郡山にあるけれども、ここが出てきた汚泥をキルンで焼いて減容して、少し線量濃くなりますが、減容した上で保管しているわけでありまして。臭いの問題は無いんです。

(細野環境大臣)

まさにそういう課題をここで。

(松下経済産業大臣)

はい、よろしく願いいたします。

(一川防衛大臣)

先ほど、環境大臣から自衛隊の件も触れられましたけれども、我々、今回の警戒区域等の除染を緊急にやるということは非常に大事なことで防衛省としても認識している。内々、検討しておるわけでありましてけれども、ただ、自衛隊を出して除染活動をやる場合に、やはりある程度区域を限定して、先ほど(環境)大臣が説明された市町村のいろいろな体制が動き出す場合の拠点的な場所に限定して、自衛隊が全面的にしっかり責任を持って対応するという体制をとりたいなと思っております。具体的な計画はこれから決めさせていただきます。

(細野環境大臣)

そこは責任を持って限定をして、防衛省さんと環境省の方で相談をしておりますので、拡散しないように、「どこでも自衛隊」ということにならないようにしたい。

(鹿野農林水産大臣)

稲わら、これ実は、10万ベクレル以上の、50万、60万という非常に高い数値の稲わらが農家の敷地内にそのままになっている。こんな命に関わることで、この10万ベクレル以上の稲わらの処理をどうするかについては、早いうちに結論を出して色んなご協力を頂きながらやっていく必要がある。そこは格別、特別な措置を早急にやっていただく必要がある。10万以上の限られた件数についてはできるだけ早く。

(細野環境大臣)

稲わらもそうですし、上下水道汚泥もですね、責任体制が不明確であったところがございまして。それぞれの担当省庁と環境省とでお互いに協力しながらと言いながら、人を出していただいて体制が強化されてきたというのもありますので、こういう班を作ることで責任の所在が明確になりますので、ぜひ一日も早くやりたい。

(鹿野農林水産大臣)

50万、60万というところ、特別なところは稲わらの何か所かだけだと思う。それだけは一つ、早急に。農林水産省もあらゆることを協力させていただきますので、判断を早く示していく必要があると思います。

(中川文部科学大臣)

文科省で先行して取り組んでいる課題があります。学校を始め通学路、公園等も含めた、子どもの生活環境の除染が優先的に行われるよう、教育委員会を通じて市町村が編成する最大約30チームに専門家を派遣する、というプロジェクトを発信していますので、有効に活用してもらえればと思います。

(小宮山厚生労働大臣)

最初に申し上げましたけれども、放射線に関するものでは、これまでの電離則が原発の中での作業のようなものにしか対応していなかったため、除染作業のために第2電離則みたいなものをいま作ろうとしています。さっき、文科大臣がおっしゃったように、いろいろな区域で実施される除染作業に第2電離則を当てはめたときに、対象となる労働者とボランティアの方々が膨大になるので、国が窓口となって、規則に定める事項が適切に実施されるようにフォローし、しっかり対応していくことができるような工夫をぜひする必要があります。

(細野環境大臣)

いま、積極的なご意見を各閣僚の皆様から頂きましたので、皆さんの意見をしっかり踏まえた上で、今後の除染や廃棄物の処理を進めてまいりたいと思います。

なお、第2回以降でございますけれども、今日ご報告いただいたような個々の取組の進捗状況を見つつ、必要に応じて開催してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、最後に藤村長官からご発言を頂きたいと思います。

(藤村官房長官)

本日、第1回の会合におきまして、貴重なご意見を頂きました。除染等を巡る事業というのは、過去には全くない事業で、それも1兆円、1兆1000億円くらいの予算が推定されますが、それよりもさらに中間貯蔵施設の話など含め、膨大な新規事業ということで、先ほど川端総務大臣にお願いして、人員の配置の件も定数、定数と言っても、これは全然別にすべきことをお願いし、それは本当に川端大臣もご理解を頂いたところでございました。

今後の、この大規模な除染と汚染された廃棄物の処理を迅速かつ確実に行うことが国の課題。そのためには環境省中心ではありますが、関係省庁が本当に連携、一丸となって、取り組んでいただきたい。このように考えております。各大臣におかれましては、「除染なくして福島の復興なし」との考えの下、体制強化に向けまして人材面での特に一層ご協力をいただき、政府を挙げて全力で事業を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(細野環境大臣)

ありがとうございました。それでは、これもちまして、除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合を終了させていただきます。

会議の内容は、官房長官から定例会見で御紹介いただくとともに、私の閣議後会見で御説明させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以上